

東京環状道路有識者委員会 設立趣旨（全文）

道路事業の円滑な進捗を図るためには、道路計画の初期段階(構想段階)において、市民や地元自治体等の意向を十分に把握し計画に反映することが重要である。このため、国土交通省では、今後の幹線道路事業の構想段階における計画決定プロセスやP Iの内容等についての提言を頂くことを目的とした、学識経験者からなる「道路計画合意形成研究会」を設置し、平成13年10月に提言を頂いた。この提言の中で、構想段階における合意形成を図る手続き（P Iプロセス）を、時間管理も含め導入することが必要であり、このP Iプロセスにおける透明性、客観性、公正さを保つための第三者機関の設置が位置付けられた。

一方、東京外かく環状道路の関越道から東名高速間については、昭和41年に高架構造で都市計画決定されたが、地域住民の反対運動などが起こり、昭和45年に当時の建設大臣が国会の場で「地元と話し合う条件の整うまでは強行すべきではない」旨の発言をし、それ以降、計画が進展していない状況であった。

しかしながら、平成11年10月の東京都知事の現地視察を契機に、地元住民団体との話し合いが開始され、平成13年1月には国土交通大臣が担当大臣としては33年ぶりに外環計画予定地を視察した。また、4月には「計画のたたき台」を公表し、その後、地元説明会などが行われてきたところであり、今後、外環計画については、幅広く多くの方々から意見を伺いながら、外環の必要性も含めて原点から議論を進めていくこととしているところである。

この様な背景のもと、国土交通省関東地方整備局と東京都都市整備局は、上記提言の趣旨を踏まえ、東京外かく環状道路（関越道から東名高速）計画において、P Iプロセスの時間管理を念頭に置きつつ、手続きの透明性、客観性、公正さを確保するため、公正中立な立場から、P Iプロセスについて審議、評価、助言していただくことを目的として、本委員会を設立する。

東京環状道路有識者委員会規約（抜粋）

（設置）

第1条 東京環状道路有識者委員会（以下「委員会」という）は、国土交通省関東地方整備局と東京都都市整備局が共同して設置する。

（目的）

第2条 委員会は、東京外かく環状道路（以下「外環」という）の関越道から東名高速間の計画において、P Iプロセスの時間管理を念頭に置きつつ、手続きの透明性、客観性、公正さを確保するため、公正中立な立場から、P Iプロセスについて審議、評価、助言する。

（出典：国土交通省 HP より）